

ESDに関する建議について

平成20年3月12日
国際統括官付

- 日本ユネスコ国内委員会（以下、国内委員会と言う）では、持続発展教育（ESD：Education for Sustainable Development）の普及促進に重点的に取り組んでいる。
- 国連ESDの10年（2005～2014年）が中間年を迎えるにあたり、ESDの一層の推進のため、国内委員会は「ユネスコ活動に関する法律」に基づき、関係大臣に対し建議を行う。
（建議先：外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、環境大臣）
- 建議は3月9日の国内委員会総会で基本的内容について了承され、国内委員会会長（田村哲夫 渋谷教育学園理事長）及び事務局により調整後、文部科学大臣に手交（3月中旬予定）。

（建議の概要）

- ① 学校教育におけるESDの推進
- ② ユネスコ・スクール活動への支援
- ③ 生涯にわたるESDの教育機会の提供
- ④ 国際的な協働の場の形成
- ⑤ 予算等の措置

（参考）

国内委員会のこれまでの主なESDの取組

- ・ ESD国際フォーラムの開催（平成20年12月）
- ・ 持続発展教育（ESD）普及促進のためのユネスコ・スクール活用について提言（平成20年2月）
- ・ 「持続可能な開発のための教育の10年」の更なる推進に向けたユネスコへの提言（平成19年8月）

国内委員会からの過去の建議

- ・ 万人のための教育の達成に向けた支援の推進について（平成14年3月）
- ・ わが国のユネスコ事業への協力及び国内におけるユネスコ活動への取組みについて（平成13年7月）

ユネスコ活動に関する法律（抄）

第六条 国内委員会は、関係各大臣の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を関係各大臣に建議する。

一 ユネスコ総会における政府代表及びユネスコに対する常駐の政府代表の選考に関する事項

二 ユネスコ総会に対する議案の提出その他ユネスコ総会における議事に関する事項

三 ユネスコ総会以外のユネスコに関係のある国際会議への参加に関する事項

四 ユネスコに関係のある条約その他の国際約束の締結に関する事項

五 国の行うユネスコ活動の実施計画に関する事項

六 ユネスコの目的及びユネスコ活動に関する国民の理解の増進に関する事項

七 民間のユネスコ活動に対して行うべき助言、協力及び援助に関する事項

八 ユネスコ活動に関する法令の立案及び予算の編成についての基本方針に関する事項その他ユネスコ活動に関し必要な事項

2 前項の規定による国内委員会に対する関係各大臣の諮問及び国内委員会の関係各大臣に対する建議は、関係各大臣が文部科学大臣以外の者であるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3～7（略）